

令和2年4月30日

保護者様 各位

社会福祉法人 ポプラ福祉会
ポプラこども園
園長 崎濱 恵利子
(公印省略)

登園自粛、通常保育休止の期間の保育料及び給食費について

保護者の皆様におかれましてはお忙しい中、新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛、通常保育休止にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

登園自粛、休止期間の保育料及び、給食費の取り扱いについて下記の通りご連絡いたします。

1) 保育料について(0、1、2歳児クラス)

5月分の保育料は登園した日数分を6月分と一緒に引き落とし致します。

3号認定児の4月分保育料については、登園自粛した日数に応じて日割り等による減免措置を行います。現時点では後月分の保育料と相殺することを予定しております。通常保育休止期間が終わり、那覇市から清算額が園に報告がき次第、清算を行います。

2) 給食費について(3、4、5歳児クラス)

5月分の給食費は登園した日数分を6月分と一緒に引き落とし致します。

4月分の1・2号認定児の給食費については、保育料に準じて日割り等による減免を行い、通常保育休止期間が終わり次第、後月分の給食費と相殺することを予定しております。